

平成二十一年三月三十一日受領
答弁第二四一号

内閣衆質一七一第二四一号

平成二十一年三月三十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出経済危機克服のための有識者会合において株式取引を怪しいと述べた麻生太郎
内閣総理大臣の発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出経済危機克服のための有識者会合において株式取引を怪しいと述べた麻生

太郎内閣総理大臣の発言に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の麻生内閣総理大臣の発言（以下「総理発言」という。）における「株屋」とは、業として株式の売買等を行う者を意味しており、主として証券会社のことを指している。

二から五までについて

総理発言は、地方においては、株式への投資は、それを取り扱う業者も含め、国民から十分に評価されていないということについて述べたものであり、「貯蓄から投資へ」の流れを推進するためには、こうした点を払しょくすることが重要であるとの趣旨で発言したものである。

六について

経済危機克服のための「有識者会合」は、世界的な金融危機に端を発する我が国の景気の悪化を受け、今後の経済財政政策の在り方について有識者から御意見を伺うため開催されたものであり、金融分野に關しては、個人の株式投資促進のための方策や企業金融の円滑化策などの御提案があり、これらについて議

論が行われた。

七について

御指摘の記者会見における河村内閣官房長官の発言は、二から五までについてでお答えした総理発言の趣旨について説明したものである。

八について

総理発言は、二から五までについてでお答えした趣旨で述べたものであり、撤回する考えはない。